

## 「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024」表彰式を開催しました

東京労働局 労働基準部 安全課・健康課

東京労働局では、第14次東京労働局労働災害防止計画(計画期間2023年度～2027年度)を策定し、「Safe Work TOKYO」をロゴマークとして「官民一体」となった労働災害防止の取組を進めており、「国民全体の安全・健康意識の高揚」を図るため、公益社団法人東京労働基準協会連合会と共催で「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024」を開催し、表彰式を令和6年12月2日に行いました。

このコンクールは、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集するとともに、優秀な作品を表彰することにより、行政が進める安全衛生対策を広く一般国民に周知し、もって事業場における労働者・使用者の安全気運を高めることを目的として、平成24年度から開催しています。令和2年度からは、安全部門に加え、健康意識の向上を促すため、労働衛生部門も対象とし、「私の安全衛生宣言コンクール」として実施しています。

今回のコンクールでは、安全部門と労働衛生部門に対して計615作品の応募がありました。選考委員による選考の結果、応募作品の中から安全部門で優秀作品賞2作品、奨励賞1作品、労働衛生部門で優秀作品賞2作品、奨励賞2作品の計7作品が選ばれました。(優秀作品等及び受賞者の方々は次ページのとおりです。)



前列中央左：東京労働局長(富田局長)  
前列中央右：(公社)東京労働基準協会連合会(上島専務理事)



第31回 桃樹のちょこっと用語  
「2月は化学物質管理強調月間」  
どんな月間?  
答えは、この2月号のどこかに。

- ◆「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024」表彰式を開催しました ..... 1
- ◆全国産業安全衛生大会(広島)参加報告その2 ..... 3
- ◆安全衛生教育促進運動 ..... 7
- ◆道路貨物運送業のベストプラクティス企業との意見交換を実施しました ..... 11
- ◆衛生管理者として、今、求められていること ..... 15
- ◆改正高年齢者雇用安定法に関するお知らせ ..... 25

発行所/公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人/上島卓司

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 TEL / 03-6380-8305(代) FAX / 03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>

受賞された7名の方々に対して、東京労働局長、(公社)東京労働基準協会連合会会長の連名による表彰状を授与し、また、(公社)東京労働基準協会連合会から記念の盾(安全衛生宣言を刻印したクリスタル製盾)を贈呈しました。

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを目指すためには、日々の職場の点検や健康管理に加え、労働者一人ひとりの安全・健康意識を高めることも大変重要です。

会員事業場の皆様におかれましても、安全・健康意識の高揚を図るため、安全衛生宣言活動に取り組んでいただきますよう、お願いします。

## 「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024」受賞者一覧

### 優秀作品賞(4名)

部門	受賞者氏名	宣言	受賞者所属事業場
安全	はなおか ももこ 花岡 桃子	ささいな <sup>ゆび</sup> ことでも <sup>かくにん</sup> 指さし確認! その一瞬 <sup>いっしゆん</sup> が防 <sup>ふせ</sup> ぐ事故 <sup>じこ</sup>	社会福祉法人東京老人ホーム
安全	よこやま あきこ 横山亜希子	うまくやるより安全に <sup>あんぜん</sup> 早く <sup>はや</sup> やるより <sup>かくじつ</sup> 確実に 作業 <sup>さぎよう</sup> 手順 <sup>ていじゆん</sup> 守 <sup>まも</sup> って安全 <sup>あんぜん</sup> 作業 <sup>さぎよう</sup>	株式会社山口工業
労働衛生	あきや ともき 秋谷 卓希	ずいぶん <sup>えんぶん</sup> 水分 <sup>ほきゆう</sup> ・塩分 <sup>てつてい</sup> 補給 <sup>てつてい</sup> の徹底! みな <sup>こえ</sup> 皆で声 <sup>こえ</sup> かけ <sup>たいちようかくにん</sup> 体調 <sup>たいちようかくにん</sup> 確認!	清水建設株式会社 東京支店 春日ビル建替計画建設所
労働衛生	わたなべ まさひろ 渡部 正大	か <sup>しん</sup> しんせず <sup>ぎようむまえ</sup> 業務 <sup>ぎようむまえ</sup> 前 <sup>ぎようむまえ</sup> には ようつう <sup>よ</sup> よ <sup>ぼうたいそう</sup> 腰痛 <sup>ぼうたいそう</sup> 予防 <sup>ぼうたいそう</sup> 体操 <sup>ぼうたいそう</sup> をします。	社会福祉法人東京老人ホーム

### 奨励賞(3名)

部門	受賞者氏名	宣言	受賞者所属事業場
安全	こみね みさと 小峰 美里	いそが <sup>とき</sup> 忙しい <sup>ひとこきゆう</sup> 時 <sup>ひとこきゆう</sup> こそ <sup>ひとこきゆう</sup> 一呼吸 <sup>ひとこきゆう</sup> こころ <sup>あんぜんかくにん</sup> 心のゆとり <sup>あんぜんかくにん</sup> で安全 <sup>あんぜんかくにん</sup> 確認 <sup>あんぜんかくにん</sup> ・事故 <sup>じこ</sup> 防止 <sup>じこ</sup>	帝人エコ・サイエンス株式会社
労働衛生	いとう みえこ 伊藤美枝子	もう <sup>すこ</sup> 少し <sup>すこ</sup> あと少し <sup>すこ</sup> で <sup>すこ</sup> オーバーヒート ゆとり <sup>すこ</sup> をもつて <sup>すこ</sup> クールダウン	株式会社佐藤開発
労働衛生	おく たくや 奥 琢也	か <sup>かくにん</sup> がくぶつ <sup>かくにん</sup> しつ <sup>かくにん</sup> し <sup>かくにん</sup> しょう <sup>かくにん</sup> じ <sup>かくにん</sup> 化学 <sup>かくにん</sup> 物質 <sup>かくにん</sup> 使用 <sup>かくにん</sup> 時は <sup>かくにん</sup> SDS <sup>かくにん</sup> をまず <sup>かくにん</sup> 確認! ただ <sup>ほご</sup> 正しい <sup>ほご</sup> 保護 <sup>ほご</sup> 具 <sup>ほご</sup> で <sup>ふせ</sup> 防 <sup>ふせ</sup> ぐ <sup>しつべい</sup> 疾病 <sup>しつべい</sup>	西松建設株式会社 関東土木支社

※敬称略、部門順(同部門の中では受賞者氏名 50 音順)

# 第83回(令和6年度)

## 全国産業安全衛生大会(広島)参加報告 その2

～変わる時代に 変わらぬ誓い 安全・健康・平和な未来～

### 特別講演

## 熟達しつづけるために

Deportare Partners 代表/元陸上選手 為末 大 氏

1978年広島県生まれ。スプリント種目の世界大会で日本人として初のメダル獲得者。男子400mハードルの日本記録保持者。現在はスポーツ事業を行うほか、アスリートとしての学びをまとめた近著『熟達論：人はいつまでも学び、成長できる』を通じて、人間の熟達について探求する。主な著作として『Winning Alone』『諦める力』などがある。

将棋の羽生善治さんや女子サッカーの澤穂希さんから熟達者と言われる方にどのように技能を向上させているかを聞いたところ、学習のプロセス、伸び止まるところ、悩むところが似ているということに気がつき、ジャンルを超えて熟達をしていく共通のパターンがあるのではないかと考え、熟達論という本を書きました。熟達する過程を、「遊び」から始まって、「型」を手に入れて、「観察」できるようになり、そして「中心」をつかんで最後は「空」に至るという5段階に分け整理しました。

熟達という言葉の定義を私なりに「技能と人格の探求」と考えています。自分を律することができないとパフォーマンスを発揮し続けることができない。技術よりも心のコントロールが重要になります。一方で技術が伴わないと試合には勝てませんし、競技力も上がっていかないということで、両方のバランスが大事であり、この両方を探求していくことが熟達だと考えています。

熟達論の第1段階が遊びです。

熟達者は皆、やっていることが面白いと言います。私がやっていた陸上競技のようなものは基本的にはトレーニングの内容がほとんど変わらない。毎日朝9時にグラウンドに来てウォーミングアップをして、100mを20本走って、400mを走って、それからお昼ご飯を食べて午後はウエイトトレーニングする、このパターンを週に5、6回、これを10年間繰り返

していきような競技でした。その中から面白いものを見出していく選手だけが残っていく。面白さを見出せるのか否かの境目は小さな実験とかの自分がやっていることを感じ取る感性だと思っています。例えば、200mを10本走るという練習、見方によっては淡々と繰り返すだけですが、走る時に歩幅を小さくして、次は歩幅を大きくしてみるうちにこれは歩幅を大きくした方が速く走れる、次の日にはさらに歩幅を伸ばしてみるということをする選手がいる。一方で何も考えずにただ繰り返すという選手もいる。同じように見える練習ですが、片方は面白さを見出し、片方は我慢しかないとやっている、少しの差ですが、毎日積み重なって行くので、10年もたつと大きな差になり、一方はものすごく熟達していく。

オリンピック選手とその一歩手前の選手とのモチベーションの違いについてお話しすると、何が違うかということ、毎日練習前に今日はこれをやろうと思ひ、帰るときに今日はこれができたなあと思う毎日の目標と振り返り、これがものすごく大きく関係しています。例えば、バレーボールの選手に練習前に何か目標を立てましたかと聞くと、ある選手は「グラウンドに行く前にサーブがうまく入らないからサーブをもっと入れるように意識しました」と答えました。もう一方は「サーブを入れるために打つ時に手のひらのこの部分に当てたい。7割ぐらいは当てた

い。」と。練習終了時に「枠に入らなかったから、明日はもっと頑張っけて枠に入れるようにしよう。」という振り返りになる。もう一方はうまく当たらなかった場合、自分の肩がおかしいのか、位置がおかしいのか考え、明日はもう少しボールに近づいて打ってみようという振り返りになります。実にシンプルなことですが、目標設定と振り返りの精度が違うということが分かりました。大谷選手だけがやっている秘密やオリンピック選手になるための魔法など特別なコツがあるはずだと考えがちですが、改めて選手たちの話を聞いていくと、凡事徹底、誰でもやっていることをやり、その精度を高めていく、この差が大きいというように感じます。

指導者の場合、選手に対してどんな声がけするのかお聞きしましたが、パターンが見えないというのが正直なところです。しかし、チームが苦境に立った時笑わせるというアプローチを取っていたことが共通点として挙げられます。試合が厳しい状況にある時にユニークな発言で笑わせることで、選手たちは一時的に緊張から解放され、状況を冷静に受け止めることができます。また、集団内で誰かが落ち込むと他の選手も影響を受けるという悪い空気が連鎖することもスポーツ界ではよく見られ、この流れをどのように変えるかがチームの成否に大きく関わりますが、笑いがその鍵となるというのは非常に興味深い視点でした。また、チームは常に不安定であり、倒れそうな瞬間を察知するセンサーが必要です。このセンサーを身につけるためには、正常な状態を理解し崩れ際を見極めることが重要です。一番良い状態がわかれば、崩れ際がわかってくるので、それを察知、チェックするのが大切だというお話です。集団のあるべき状態を保っていくということが、チーム全体における遊びのためのアプローチだと思っています。

熟達論では遊びを経てその次に型の段階に至ります。本当に使える技能というものは、無意識化されているものだと考えています。サッカーをしている時にドリブルをすることに必死だととても周りを見ることができないので、勝負になりません。何も考えなくてもできるようなところまで技能を習得していくことがスポーツにおいては非常に重要で、それを私たちは型と呼びます。型の習得というのは結局

反復の繰り返ししかありません。今のスポーツ界では、合理的に量よりも質をやり、時間も短くしようという流れですが、どうしてもこの型だけは、近道はなく基本的には何回も繰り返すしかないと思います。

私は、広島の中学生でしたが、非常に足が早かった。全国チャンピオンになりました。高校に進学すると、後輩に追い抜かれるようになり、特に3年生の時には100mの成績が2番や3番に落ち込んでしまいました。今後の競技進路に悩んでいた時、400mハードルを目にしました。選手がハードルにぶつかって転倒する様子を見て、特別な才能がなくても技術を磨くことで勝てる可能性があると感じました。高校3年生の時に400mハードルを選択し、以降はその競技に専念しました

周囲がまだ注目していない競技で専念すれば勝負できる可能性を信じて進み、4年間の努力の後にシドニーオリンピックに出場することができました。初めてのオリンピック出場で、競技場には約8万人の観客が集まり、試合は緊張のあまりほとんど記憶に残っていません。もう夢が叶ったみたいな気持ちでスタートに立ってしまったのが結局問題だったと思っています。

ピストルが鳴り、1台目のハードルに向かって走り出しましたが、いつもと違う感覚を覚えました。次々とハードルを越えていく中で、自分とハードルとの距離感を失い、次第に混乱して、最終的に9台目のハードルを越えようとした瞬間、足を引っかけた転倒しました。実は私の人生で初めて競技で転んだのがこのオリンピックです。

5年間練習をして、この60秒で終わりです。

当時は、気合が足りなかった、失敗しないようにしますという反省しているのか反省してないのか具



体的には何かよくわからないような反省の仕方が非常に多く、このままでは同じことを繰り返すと思ったので、自分が転倒した時の映像を徹底的に見ました。今でいうところのデータ分析ということだと思います。

ハードルの間にタッチダウンタイムというのをとりますが、実は1台目からもうすでにおかしい。私の感知的に1台目でなんか変な感じがすると思っていたのは、ただの勘違いではなく、本当にタイム上もおかしく、どうしてなのだろうと思って映像と見比べていくと、実はスタートの前にすごい風が吹いていた。

ハードル競技は、屋外ですので風がどのくらい吹くかということ走りながら考え、微調整していくのが1番大事なところで、風が吹いているのに、いつもと同じように走ってしまい、少しずつのずれを修正せず最終的にはハードルを踏み切るはずのところから1m以上後ろになってしまい、ハードルに足をぶつけ転倒したというのが、私の最初のオリンピックの振り返りでした。

同じ問題が起きないようにするために、自分なりに考えた結果、全部海外レースに切り替えて、オリンピックに出ているような選手たちと日常的にレースをすると決めました。オリンピックから約8カ月後、エージェントからイタリアの試合に出場できるというメールが届き、急な連絡に驚きながらも、私はすぐに参加の意向を伝え、翌日には成田からイタリアのローマに向かいました。必死にチケットを手配し、無事に現地に到着し、その足で、何も分からないままウォーミングアップを行い競技に臨みました。結果として、3位に入賞することができました。入賞したことで次の試合が組まれ、翌日にクロアチアのザグレブで走り1位になり、スイスのローザンヌにその翌日連れて行かれ、ここでも走りました。3位になって今度はパリに移動し、ここでも5位となり、1週間に4カ国転々としながら走りました。ここで、完璧に見える選手でも、試合前は緊張して目が泳いでいたりとかしますし、まあとにかく相手も人間なのだということをすごく実感しました。完璧には勝てなくてもそこそこには勝負できると思うようになって、このように思えたことがすごく大きかったと思います。この体験が私にとってブレイク

スルーとなり、1カ月後にカナダのエドモントンで行われた世界陸上で、日本人で短距離では初めてメダルを取ることができました。実にこの勝因の9割以上はこの海外転戦にあったと思っています。

ギリシャのストア派哲学に「コントロールできないものではなく、コントロールできるものに意識を向けよ」という言葉があります。自分以外の選手の実力や過去の出来事はコントロールできないが、今から自分が何をやるのかというのはコントロールができる。この視点が選手としてのメンタルにおいて不可欠であり、無駄に悩むのではなく、自分にできることに集中することが求められると考えています。

世界陸上でメダルを獲得したことで、あのオリンピックなどの出来事に対する見方が変わってきたと感じています。過去が変わらなくてもその意味は現在の自分の行動によって変わっていくのです。多くの選手は失敗を3段階で捉え、最初は単に失敗と捉え、次にそれが気にならなくなり、最終的には「それがあったから今がある」と考えるようになります。このプロセスを自分自身でも強く実感しました。

23歳の時にメダルを獲得し、それは非常に嬉しい出来事でしたが、メダルをいつか取りたいと考えていたので、ある意味到達してしまった。燃え尽き症候群みたいになり、1年半実力がどんどん低下していきました。

その時期の日記には、これまでと同じ目標を書いていたのですが、語尾が違って、こうなりたいと書いていたものが、こうならなきゃいけないと義務感がすごく強くなっていました。人間のモチベーションは本当に面白く、義務感だけでやるとするとすごく疲れる。結果として競技力も下がり、練習で無理し怪我をするという悪循環になってしまう。1年半ぐらい結局そういう状態が続き、引退もありかもと考え出した頃、食道がんで亡くなる間際の父親から「やりたいようにやりなさい」と言われました。この言葉を受けて、世界陸上での予選敗退後、自分のやりたいことは何だろうと考え、やはりもう少し陸上競技を探求してみたいと考えるようになりました。

このころ、海外の選手は賞金レースで食いつなぎながらスポンサーを見つけ競技をやっている状況で、そういう選手にあと一歩で負けることが結構あり、

こういう世界に入らないと自分もダメなんじゃないかと思ひ、会社を辞めて、実質的には無職ですけど、プロでやっていくと決めました。結果として、その後世界陸上でもう一度メダルを取ることができました。環境を変えるということが、良い方向に影響したと思ひます。人は往々にして1回でも成功体験があると、新しく改善していくことに対して、抵抗が強くなります。なぜなら、新たなものはどうなるかわからないが成功体験前の練習をすれば、少なくともどうなるか予測がつくからです。私の場合、無職でもプロと、あるタイミングで踏ん切りがついて、新しい方法に入ったというのが非常に大きかったと思ひます。

今思えば、結局夢中でいることがすごく大切だったと思ひます。

1つこれはそうだなと思ひた座右の銘がありまして、中国の思想家、孔子の「これを知る者はこれを好む者に如かず、これを好む者はこれを楽しむ者に如かず」という言葉です。

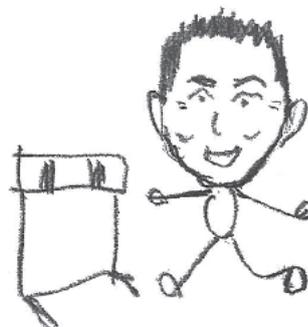
日本語では好きこそものの上手なれで整理がつくと思ひます。何かを好きだという人は、ただそれをやっている人よりもうまくなりますが、でも楽しんでる人の方が結果はうまくなるよということ孔子は言っています。人生もスポーツも辛いことがたくさんありますし、つまらないことの方が圧倒的に多いと思ひます。特に陸上競技は9割方はつらいことやつまらないことが多いわけですけど、一方でなんとかその中から楽しみを見出して自分のモチベーションを高めて日々そこから何か少しずつでも改善

の要素を見出して解決して良くなっていくってことが重要だと思ひます。

ほとんどが練習時間で年間の試合は10試合ぐらいなので、365日中350日は練習しているような競技です。かつ、練習も単調です。その中からどうやって自分が面白さを見出して楽しんでいくかは、自分にかかっています。結果、それができている選手が長く競技を続け、続けていけばチャンスが来る日もありますから、私の場合、結果として、オリンピックに行ったり、いろんな成果をだしたりということだと思ひております。この孔子の言葉は私にとって、とても重要だったなというふうに思ひています。

本日、熟達論のお話の前半部分を少ししながら、私の競技人生の中から感じたこととどういうふうに人は熟達していくか、それから熟達のモチベーションというのは、やっぱり何かを面白がるころではないかなということをお話しさせていただきました。

直接皆さんのお仕事に関係あるかわかりませんが、1つでも何かヒントになる部分があったらうれしいなと思ひております。



文責：東基連

# 安全衛生教育促進運動

令和6年度 2024年12月1日→2025年4月30日

## 正しい知識で 職場を安全・健康に！

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、技能講習、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。



## 令和6年度安全衛生教育促進運動実施要領

### 1 趣旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、推進している運動である。

安全衛生教育は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するものである。特に、労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内

容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等(以下「法定教育」という。)の徹底や就業制限業務に係る資格取得の確実な実施は労働災害を防止する上で極めて重要である。また、外国人労働者の就労が増す中、安全衛生教育の重要性はますます高まっている。

令和6年度においては、4月より化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任が義務化され、選任には専門的講習を修了することが必要となった。また広く一般に、職場における危険・有害な化学物

質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、厚生労働省と中央労働災害防止協会は令和7年2月を第1回として「化学物質管理強調月間」を展開することとした。対象となる事業場は、業種や規模を問わず労働者に必要な法定教育の受講を徹底するとともに、化学物質を製造または取り扱うことに起因した労働災害を防止することについて、より一層積極的に取り組むことが求められている。

事業場の安全衛生水準の向上と自主的な安全衛生活動の取り組みのためには労働者の安全・健康に対する意識の定着が重要である。経営トップや安全衛生に係る管理者、作業員等、各層に応じた知識と技能の習得の機会を法定教育に加えて法定外の教育も欠かさない。

事業者は、教育・研修の対象が増える年度初めに向け、計画的に準備を進めて着実に実施していただきたい。安全衛生教育の重要性を改めて認識し、各事業場にその実施を積極的に促すため、本年度も安全衛生教育促進運動を展開することとする。

## 2 実施期間

令和6年12月1日から令和7年4月30日までとする。

## 3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

## 4 主唱者

中央労働災害防止協会

## 5 後援

厚生労働省

## 6 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環

境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構、公益社団法人日本理学療法士協会、一般社団法人日本ヘルメット工業会(順不同)

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者の実施事項

主唱者は、次の事項を実施する。

- ①機関誌、Webサイト等、さまざまな媒体を通じての広報
- ②リーフレット等の制作および配布
- ③「安全衛生教育実施チェックリスト」の本運動実施期間中の集中的な配布
- ④「安全衛生教育相談窓口」の設置および安全衛生教育相談の集中的な対応
- ⑤ポスター等の掲示
- ⑥安全衛生関係団体等に対する協力依頼
- ⑦事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じた、本運動の事業場への周知
- ⑧その他、安全衛生教育に関する事業場への支援・協力

## 9 協賛者の実施事項

協賛者は、次の事項を実施する。

- ①機関誌等を通じた、関係団体や事業場等への周知・広報
- ②安全衛生教育に関しての事業場への支援・協力
- ③その他、本運動の推進に関わる事項

## 10 実施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

- ①年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- ②安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- ③実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- ④法定教育等の徹底
  - ア 新入社員(パート・アルバイト、派遣労働者を含む)に対する雇入れ時教育
  - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育

- ウ 危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
  - エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育および職長等の能力向上教育の推進
  - オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
  - カ 安全衛生業務従事者(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等)を選任・配置するための教育等
  - キ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育
  - ク 化学物質管理者教育、保護具着用管理責任者教育
  - ク 腰痛予防のための教育
  - ケ 健康の保持増進のための健康教育
  - コ 職場のメンタルヘルス対策及びハラスメント防止のための教育・研修
  - サ 職場の救命処置及び応急手当に関する教育・研修
  - シ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
  - ス 管理職に対する安全衛生教育
  - セ 高年齢者の労働災害防止と身体機能の維持向上のための教育
  - ソ 外国人労働者に対する母国語や明解な図示などを活用した安全衛生教育
  - タ 情報機器作業従事者および管理者に対する労働衛生教育
- ⑤法定教育以外の教育等の充実
- ア 労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント、機械安全に関する教育
  - イ 危険予知活動(KYT)に関する教育
  - ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
  - エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケア推進のための教育・研修
  - オ 感染症の予防・対策に関する教育
  - カ 熱中症予防に関する教育
  - キ 騒音障害防止に関する教育
- ⑥e ラーニングを活用した安全衛生教育の適切な活用と推進
- ⑦資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- ⑧講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施

## 安全衛生教育に関するご相談はこちら

### 中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口

電話 03-3452-6296(本部) メール [jisha-soudan@jisha.or.jp](mailto:jisha-soudan@jisha.or.jp)

特設サイトで役立つ情報を発信しています！ 詳しくは [安全衛生教育促進運動](#) [検索](#)

本記事のお問合せ先：総務部広報課 電話 03-3452-6449 メール [koho@jisha.or.jp](mailto:koho@jisha.or.jp)

次ページに簡易チェックリストを掲載いたします。ぜひご利用ください。

## 安全衛生教育等の実施状況について、表に○を付けて確認してみましょう

[法：労働安全衛生法 安衛令：労働安全衛生法施行令 安衛則：労働安全衛生規則]

教育の種類	対象の有無・実施団体等	対象者あり	実施機関等で実施済		未実施
			自社・関連会社	安全衛生団体等	
雇入れ時教育 法第 59 条第 1 項 ・教育事項：安衛則第 35 条					
作業内容変更時教育 法第 59 条第 2 項 作業の異なる部所への異動や機械・作業方法の大幅な変更時 ・教育事項：雇入れ時教育に準用される					
職長教育 法第 60 条 ・職長教育を行う業種：安衛令第 19 条 ・教育事項：安衛則第 40 条					

### 能力向上教育（または同教育に準じた教育） 法第 19 条の 2

通達「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（平元、改正 平 18）  
通達「安全衛生教育及び研修の推進について」（平 3、改正 平 31）

対象者	時期等	初任時 初めて当該業務に 従事する時	定期 当該業務従事後、 一定期間ごと	随時 社会経済状況の変化、 職場環境等の大幅な変更時	未実施
安全管理者					
衛生管理者					
安全衛生推進者					
職長等					
( ) 作業主任者					
( ) 作業主任者					
( ) 作業主任者					

### 危険有害業務従事者への教育 法第 60 条の 2

通達「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（平元、改正 平 8）  
通達「安全衛生教育及び研修の推進について」（平 3、改正 平 31）

就業制限業務従事者（免許取得者・技能講習修了者）や特別教育修了者などの危険有害業務従事者に対しては、一定期間ごと、または機械設備の変更時等に安全衛生教育を実施することが示されています。危険有害業務従事者についても資格取得・講習修了後等のフォローアップ、法令改正に伴う最新の安全衛生情報を得るために安全衛生教育を積極的に受講させましょう。

### 安全衛生業務従事者に有資格者を選任していますか

\*\* 建設業、製造業、電気・ガス業、各種商品等卸売・小売業など

安全衛生業務従事者名（例）	必要な資格	資格
安全管理者（一定の業種**で50人以上の規模）	安全管理者選任時研修の修了など	ある / ない
衛生管理者（50人以上の規模）	第一種 第二種 衛生管理者免許試験の合格など （第二種については業種に制限あり）	ある / ない
衛生工学衛生管理者 〔500人を超える労働者を使用し、一定の有害業務に〕 〔30人以上が従事する事業場〕	衛生工学衛生管理者講習の修了など	ある / ない
安全衛生推進者（一定の業種**で10～49人の規模）	安全衛生推進者養成講習の修了など	ある / ない
衛生推進者（一定の業種**以外で10～49人の規模）	衛生推進者養成講習の修了など	ある / ない

# 道路貨物運送業のベストプラクティス 企業との意見交換を実施しました

東京労働局長・東京運輸支局長が大手食品メーカー 5 社を交えて意見交換

東京労働局 労働基準部 監督課

東京労働局(局長 富田望)は、「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、令和 6 年 11 月 19 日(火)に、働き方改革に向けて積極的に取り組む道路貨物運送業の企業を東京運輸支局長とともに訪問し、荷主企業である大手食品メーカー 5 社を交えて意見交換を行いました。

東京労働局では、今後も、働き方改革に向けて積極的に取り組む企業の事例を広く紹介し、各企業における働き方改革の取組を促進していきます。

## 1 対象企業

### 道路貨物運送事業者

企業名：F-LINE<sup>エフライン</sup>株式会社

所在地：中央区晴海一丁目 8 番 11 号 晴海トリトンスクエアオフィスタワー Y 棟 30 階

従業員数：1,748 名(役員・出向・嘱託・契約社員を含まず)

事業内容：貨物自動車運送事業

平成 31 年 4 月に食品メーカー 5 社の出資により誕生。全国に 57 事業所を置き、下記の荷主を中心とした食品メーカーの商品を共同で配送している。

### 荷主企業

味の素株式会社

ハウス食品株式会社

カゴメ株式会社

株式会社日清製粉ウェルナ

日清オイリオグループ株式会社

「F-LINE」は、平成 27 年 2 月、味の素(株)、ハウス食品グループ本社(株)、カゴメ(株)、(株)日清製粉ウェルナ、日清オイリオグループ(株)、(株)Mizkan の 6 社により、「競争は商品で、物流は共同で」の理念のもと、共同で物流環境の改善に取り組むプロジェクトとしてスタートしました。

その後、物流業界の慢性的な労働力不足や労働環境の改善をより進めるため、平成 31 年 4 月に荷主 5 社(味の素(株)、ハウス食品グループ本社(株)、カゴメ(株)、(株)日清製粉ウェルナ、日清オイリオグループ



(前列右から)

富田東京労働局長、F-LINE(株)坂本代表取締役社長、F-LINE(株)花立専務取締役、織田東京運輸支局長

(後列右から)

F-LINE(株)平物流未来研究所長、日清オイリオグループ(株)野辺物流統括部長、カゴメ(株)竹内執行役員 SCM 本部長、味の素(株)森食品事業本部物流企画部長、ハウス食品(株)樋之津生産・SCM 本部 SCM 部長、(株)日清製粉ウェルナ須貝ロジスティクス部長

(株)の出資により法人化し、令和5年からは「F-LINE プロジェクト第二期」をスタートさせ、物流環境の改善と働き方改革の推進に取り組んでいます。

## 2 主な取組事例

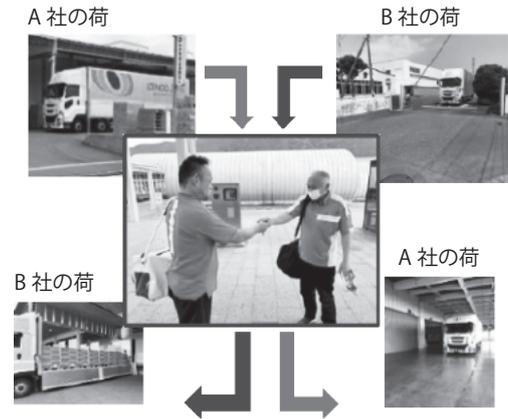
### (1) 共同幹線輸送

#### ① 共同配送

1台のトラックに複数の荷主の商品を混載して配送を行うことにより1台当たりの積載率が向上し、その結果、1日に必要なトラックの台数が減少し、ドライバーの負担の軽減につながっています。

#### ② 中継リレー輸送

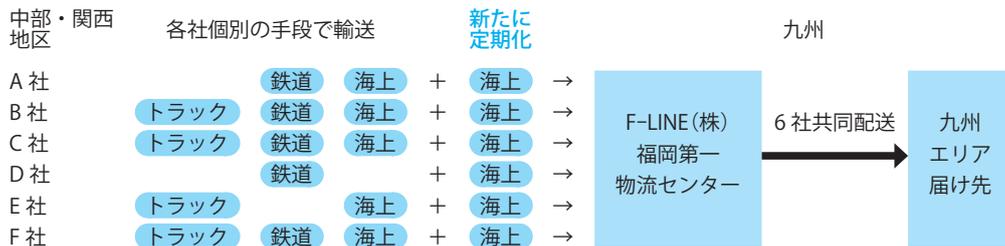
中継地点でドライバーが車両を交換(往路はA社の荷を輸送し、復路はB社の荷を輸送)することで、これまで1泊2日かかっていたところを日帰り運行が可能となり、宿泊の負担が減るとともに、ドライバーの退社時間が早くなり、プライベートの時間の増加にもつながっています。



#### ③ 海上定期便による輸送

関西～九州間について、6社共同で海上定期便を確保することで、トラックで輸送する距離を減らし、ドライバーの運転時間の削減につながっています。

また、ドライバーは船舶内で食事・睡眠がとれるため、身体的な負担の軽減にもつながっています。



#### ④ 工場等における作業の効率化

ドライバーの滞在時間が特に長かった工場・生産在庫拠点について、各社で課題を洗い出し、その解消に取り組んだ結果、ドライバーの滞在時間の短縮を実現しました(最大で180分→90分)。

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• バースやスペースの不足</li> <li>• 車両到着時間が不明瞭</li> <li>• 商品の段落とし作業(積み替え)の発生</li> <li>• 事前作業の未実施</li> <li>• バラ積みアイテムの存在等</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 作業スペースの集約化</li> <li>• 入場車両の管理(分散化・台数制限)</li> <li>• 段落とし作業の解消</li> <li>• ドライバーに代わり附帯作業を行う作業員の配置</li> <li>• 効率的な事前作業の実施</li> <li>• バラ積みの廃止 等</li> </ul> |
|---|--|--|

### (2) 配送・拠点政策

納品エリアの近くに拠点を新設・増設することで、配送距離を短縮し、ドライバーの運転時間の短縮につなげました。

また、荷主各社が配送リードタイムの延長(納品日の日延べ)を宣言し、出荷情報が確定した後にトラックを手配することで、無駄なトラック手配を削減すべく、得意先に理解を求める等の取組も行っています。

### (3) 製・配・販<sup>(※)</sup>の整流化

(※)メーカー(製)、中間流通・卸(配)、小売(販)

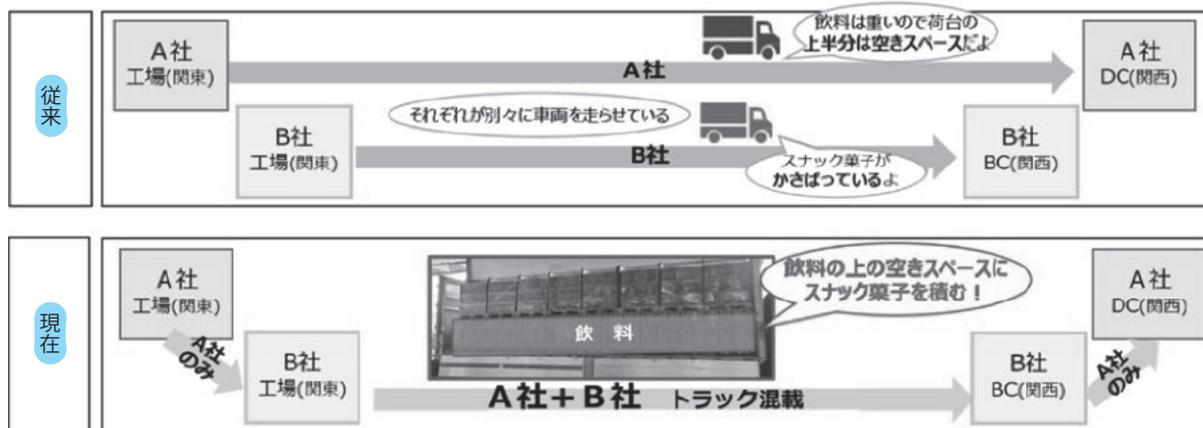
業界団体や得意先にも働きかけ、

- メーカー ⇄ 中間流通・卸 ⇄ 小売の全体で使用する伝票等の標準化
- メーカー・中間流通から卸売店に対する、事前出荷情報(ASN)の提供
- メーカー・中間流通の各工場や拠点を中心とした、バース予約システムの活用

等によりドライバーの荷待ち時間の削減、検品等の附随作業の削減に取り組んでいます。

### (4) その他

プロジェクトに参加している荷主以外の企業とも、共同輸配送に取り組んでいます。



### (5) 取組の効果

#### ① ドライバーの時間外労働時間数

1 か月平均 42.9 時間 (平成 30 年度) → 38.9 時間 (令和 5 年度)      9.3% 減少

#### ② ドライバーの年次有給休暇の平均取得日数

13.2 日 (平成 30 年度) → 14.7 日 (令和 5 年度)      11% 増加

## 3 意見交換の様子



織田東京運輸支局長 富田東京労働局長



F-LINE (株) 坂本代表取締役社長、花立専務取締役、平物流未来研究所長、荷主各社のご担当者様

### 問：どのようなきっかけで取り組むことになったのでしょうか。

2008 年に国がまとめた報告書では、2015 年にはドライバーが不足するとの予測が出されました。また、2011 年に発生した東日本大震災における物流の麻痺や、消費税増税を目前に控えた 2013 年末から 2014 年 3 月に発生した駆け込み需要による「欠車」(必要な台数のトラックを配車できないこと)など、それまで物流に対して抱いていた危機感が現実的な「危機」として現れ始めたため、各食品メーカーの社長が集まり、食品業界全体における効率的で安定した物流の仕組みを作る方針で一致したことがきっかけです。

問：どのようなご苦労がありましたか。

荷主各社のトップの方針が一致していても、各社それぞれが独自に物流の仕組みを持っていましたので、共同配送にかかるコストを自社がどこまで許容できるのか、それぞれで悩みましたし、荷主同士でもすり合わせるのに苦労しました。

問：共同配送に取り組むに当たり、どのような観点が大切でしょうか。

個々の企業におけるコストの増減だけを見るよりも、「全体最適」の状態を目指すことが大切だと思います。また、メーカー同士(横)、製・配・販(縦)、行政等(斜め)、それぞれのつながりにおいて、他社、お得意先、お客様等の関係者に協力を呼びかけ、巻き込んでいくことが大切だと思います。

問：他社でも参考にできそうなことは、どのようなところでしょうか。

私たちは、働き方改革という社会の流れに大きく後押ししてもらいました。

また、社長という企業のトップが働き方改革を宣言することで、お客様に対して理解を求めやすくなりました。さらに、行政で作っているパンフレットはわかりやすく、お客様に説明する時にも非常に役立ちましたので、他社の方でも活用していただけたと思います。

問：食品以外の商品との共同配送も可能でしょうか。

F-LINEとしては、まずは同じカテゴリー(加工食品)内で共同配送を広げていくことを考えていますが、今後は、飲料等スーパーマーケットに並んでいる商品など対象を広げていくことも可能だと思います。

また、共同配送は、食品以外の分野、例えば洗剤などの日用雑貨といった近いカテゴリーの中で考えることができると思いますので、取組を検討される際は、我々の個々の事例を参考にさせていただけたらと思います。



第31回 桃樹のちょこっと用語  
「化学物質管理強調月間」

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的に、毎年2月に実施することとしたもの。主唱者は、厚生労働省と中央労働災害防止協会。本年度が初めての実施となる。

本年度のスローガン 「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」。

期間 「2月1日から2月28日」。

事業者における主な実施事項

- ①製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び化学物質の安全データシート(以下「SDS」という)等による危険有害性等の確認
- ②ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施
- ③化学物質管理責任者の選任状況の確認
- ④化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

「実施要綱」全文はこちら →



# 衛生管理者として、今、求められていること

最近の労働衛生行政の動向、メンタルヘルスコミュニケーションなど

**日時** 令和7年3月4日(火) 13時30分～17時00分(予定)

**会場** 中央労基協ビル4階ホール(千代田区二番町9-8)

**定員** 会場でのリアル参加 50名(申込先着順)

Zoomによるオンライン参加 300名

**参加費** 無料

## 研修会の内容

### 最近の労働衛生行政の動向

**講師** 東京労働局 労働基準部 健康課長 坂本直己 氏

### メンタルヘルスコミュニケーションについて

**講師** ヘルスケア・トレーナー 産業カウンセラー 三賢明 氏

### 今後の衛生管理者への支援について～衛生管理者に対するアンケート調査結果を踏まえて～

**講師** 全国衛生管理者協議会副会長 神津進 氏

### グループワーク「衛生管理者業務で困っていること、語り合しましょう！」

今回は、参加者同士の情報交換ができるグループワークを行います。

日頃の衛生管理者業務における工夫や疑問などを共有し、課題解決の糸口を一緒に見つけませんか。(グループワークは会場のリアル参加者のみで実施します)

**申込方法** 本研修会は、東基連衛生管理者協議会の会員を対象としています。

現会員の方へは、郵送にて研修会 web 申し込みのご案内を送付しますので、web での研修会参加の手続きをお願いします。

東基連衛生管理者協議会に未加入の方は、先ず会員登録をお願いします(下記※参照)。

会員登録後、折り返し、研修会参加の Web 申込のご案内をメール送信致します。

※(公社)東京労働基準協会連合会(略称：東基連)のホームページ(<https://www.touki-ren.or.jp/join01.html>)から入会申込書をダウンロードし、東基連まで入会をお申込みください。



**備考** 東基連衛生管理者協議会は、東基連の内部組織であり、東京都に所在する企業・団体等に勤務する衛生管理者であれば、どなたでも会員になれます。

なお、当協議会は東基連の公益事業として活動を行っており、設立以来、入会費・年会費・研修会参加費等は、一切頂いておりません。

分からないことは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第32回

## 桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

私は「桃樹」。東基連に入職し、4年目です。まだまだ経験不足ですが、会員の皆様のために頑張ります。さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、その疑問をおつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願ひ致します。



桃樹さん



蓮美部長

**早速ですが、「外国人労働者安全衛生管理セミナー」です！**

**桃樹さん** 蓮美部長、いよいよ2月です。全国で「外国人労働者安全衛生管理セミナー」が行われる2月!!  
**蓮美部長** そうです。今回は西日本を中心に開催されますね。桃樹さん、皆さんに、もう一度紹介してください。

**桃樹さん** はい、まずは、2月4日に大阪府大阪市の「エル・おおさか 大阪府立労働センター」です。続いて、2月6日に兵庫県加古川市の「SHOWA グループ市民会館」で。

2月14日には愛知県名古屋市「ウインクあいち 愛知県産業労働センター」。2月18日は福岡県福岡市「天神チクモクビル」。2月20日は鹿児島県鹿児島市「オロシティホール」。2月21日は広島県広島市「広島県労働基準協会・8階大教室」。そして最後を飾るのは、2月27日の岡山県岡山市「岡山県労働基準協会・3階会議室」です。ハアハアハア(汗)

**蓮美部長** 桃樹さん、ご苦労様です(笑)。それと、オンラインでのセミナーもあるのよね。

**桃樹さん** そうなんです。2月12日にオンラインでの配信が行われます。昨年の11月18日に行った東京会場でのセミナーをハイブリッド配信しましたが、この時は定員500人が満員に迫る参加者でした。

**蓮美部長** 参加された皆さんは、日本全国からアクセスされたそうね。

**桃樹さん** そうなんです。全国47都道府県の殆どのエリアから参加されました。アンケートでも大好評でした。今回もドンドン参加申し込みが続いていますから、早めのお申し込みをお勧めします。

**どんな時に、日本人の話す日本語が分からなくて困りますか？**

**蓮美部長** それでは、今月は先月に引き続き、この「外国人労働者安全衛生管理セミナー」の内容をダイジェストでご紹介しましょう。

**桃樹さん** はい。先月は「外国人労働者の災害の現状と特徴」、「外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項」、「多種多様に用意されている教育教材」について説明しました。

**蓮美部長** それと、研究機関などが作成した教育用の動画についても紹介しましたね。

**桃樹さん** はい、それらを踏まえ、次に「やさしい日本語」について教えていただくところで先月は終了しました。今月は「やさしい日本語」からお願いします。

**蓮美部長** 「やさしい日本語」の説明の前に、外国人の方は、日本語に対してどういう印象を持っているかについて触れたいと思います。

「東京都つながり創生財団」が、「外国人住民から見たやさしい日本語のニーズに関する調査」として、

日本語を話す 205 の方に聞いて調べた結果があります。

**桃樹さん** ええ、その調査結果は見せていただきました。それによると、「日本人の日本語は難しい」と感じている外国人住民の方が、実に 7 割を超えているという結果ということです。

**蓮美部長** そうなんです。そして、「どんな時に、日本人の話す日本語が分からなくて困りますか」という質問に対しては、一番わからないのは「病院の医者と話す時」。

そして、次に多いのが「電話」でした。

**桃樹さん** 確かに、電話の相手も、話している相手が外国人と思わないで話しているケースもあるでしょうから、日本語で電話で話をするのは、辛いだらうなとも思います。

そして、驚いたのは、次に多いのが「職場の人と話す時、仕事の時」ということです。53.7%の人が、職場の人と話すのが難しいと思っています。

**蓮美部長** 半分の人が、「職場で話す日本語を理解するのに困っている」という状況にあることが明らかになりましたね。

**桃樹さん** 「阿吽の呼吸」、「付度」というような言葉がありますが、職場においても最後まできちんと説明しないで話が終わってしまうことが多いのかもしれない。

外国人の方にしてみると、「何を、どうしていいのかわからない」というようなことになるのかなと思います。

### 日本人の話す日本語が分かる場合は？

**蓮美部長** 逆に、「子供の学校の先生や保育園の先生」と話す時はそんなに困っていないそうです。困っている割合は 11.7% です。

**桃樹さん** 何故、学校の先生や保育園の先生と話す時は困らないのでしょうか？

**蓮美部長** 保育園の先生は、子供と常に会話をしていますが、長々と喋ることは、ないそうです。言葉を短く、何を伝えたいのかを、はっきりさせて、結論までしっかりと話す。そして、ゆっくり話す。これが、保育園や、学校の先生だと話がわかりやすいと言われる理由でしょうか。

**桃樹さん** 同じ調査結果ですが、「日本語を聞くとき、どのような言葉が難しいですか？」という質問があります。これに対する回答が大切だと思います。

**蓮美部長** そう、難しいのは、「敬語」、「難しい漢字の言葉」、そして「略語」になります。会社では普通に敬語を使いますが、この使い方が難しいようです。

また、「略語」としては、「健康診断」のことを「健診」って言ったり、「スマートフォン」のことを「スマホ」と省略して言ったりします。

**桃樹さん** なるほど。それらの省略された言葉は、本来の言葉の意味を離れて、全くの独自の日本語になっています。そういう略された日本語は、外国の方には分からないのですね。

**蓮美部長** さらに、「擬態語」「擬音語」です。「キラキラ」とか「バタバタ」。日本人は擬態語が好きと言われていますが、これは外国の人には通じない。

また、職場では「さっさとやってください」とよく使われますが、この「さっさ」と言う言葉が、わからないということも言われています。

**桃樹さん** こうしてみると、やはり日本語は難しい言葉となりますね。

**蓮美部長** では、どういうふうにしたら分かりやすいのか。

この答えが、次の質問「日本語を聞くとき、相手がどのように話すと分かりやすいですか」の回答に示されています。

**桃樹さん** はい、回答をご紹介します。

1 番は「ゆっくり話す」です。「ゆっくり話して貰えればわかります」と。

2番は「はっきり最後まで話す」です。「はっきりと最後まで言ってください」と。日本人は最後まで言わず、特に主語が抜けるという習慣があるようです。「最後まではっきり言う。」これも大切です。

**蓮美部長** 3番目は「ジェスチャーを使う」。言葉が通じなければ、身振り手振りのジェスチャーを使うと分かりやすいそうです。また「イラスト」や「絵」のような補助的なものがあると分かりやすいと。

**桃樹さん** セミナーでは、ここで「やさしい日本語ツーリズム研究会」が製作した「やさしいせかい」というタイトルの動画を視聴して貰いました。

外国人の方々の要望、そして心情を楽曲にした音楽を背景に、端的に彼らが「困っています」ということを表現した動画ですがとても心に響きました。セミナーに参加して、是非観ていただけたらと思います。

## 「やさしい日本語」とは？

**蓮美部長** それでは、「やさしい日本語」についてお話します。

まず、押さえていただきたいのは、「やさしい日本語」とは、私たちが外国人労働者に対して話しかける時の言葉なので、学ぶべきは外国人労働者ではなくて、日本人です。

日頃、「私たちはどういう言葉遣いをしているのか」、「外国人の方々は、私たちが話しかけている日本語を十分理解できているのか」という視点が大切です。

**桃樹さん** はい、「やさしい日本語」を学ぶのは、外国人ではなく日本人ということですね。セミナーでは、10のポイントを紹介しています。

**蓮美部長** ポイントの1は、「話し出す前に内容を整理する。」ということです。結論を先に話すよう心掛ける。機械の操作であれば、どういう風に操作したらいいのか、何かあった時にどうすればいいのか、ということ伝えるという意味で、非常に重要な要素です。「誰に何を話すのかを、よく考えてから話し始める」ということ。

**桃樹さん** 2つ目のポイントは何でしょうか？

**蓮美部長** ポイントの2は、「話す前に何をしたいか、これをやってほしい、どういうふうにしてほしいかを、一文で短くして、デス、マスで終える」ということです。

**桃樹さん** 例文では、「血圧を測らせていただくので、こちらの椅子に腰かけていただけますか」とありますが、これを、「血圧を測ります」。そして、「この椅子にかけてください」と、2つの文にしていますね。そして、「ですます」を付けて、最後まで言い切っています。

**蓮美部長** ポイントの3は、「敬語とか謙譲語は避けて。また、ため口も避ける」です。「ご記入ください」ではなく、「書いてください」と。「これは危ないよ」ではなく、「これは危ないです」と。

ポイントの4は、「お」を付けると丁寧だという認識ありますが、付けると余計わからなくなってしまうので、「お」はつけない。

**桃樹さん** なるほどですね。ポイントの5は、「漢語は使わない。」と聞きましたが。

**蓮美部長** そうです。漢語を和語へ置き換えるということです。

例文では、「朝は8時に集合してください」という言い回しを、漢語の「集合」という言葉は使わず、「朝は8時に集まってください」という言葉に置き換えています。

**桃樹さん** 別の例文では「この作業は4時に終了します」を、「終了」を使わず、「この作業は4時に終わります。」というふうに置き換えていますね。

**蓮美部長** ポイントの6は、「外来語は使用しない」。日本で使っている外来語は正確な英語ではありませんので、あまり伝わらないということを前提にする必要があります。

ポイントの7は「言葉を言い換えて選択肢を増やす」と。

ポイントの8は「ジェスチャーや実物提示」です。

**桃樹さん** ポイントの9は、「オノマトペ(擬音語・擬態語)」についてですね。

蓮美部長 「オノマトペ(擬音語・擬態語)」は「ふわふわ」とか「どんどん」とかですが、これは全然伝わりません。オノマトペというのは、国によって受け止め方、感じ方が全然違います。日本で通じるオノマトペは、外国人には通じないと思っていただいた方がいいと思います。

桃樹さん そしてポイントの10番目です。

蓮美部長 最後のポイントは、相手の日本語能力が高い場合には、普通の日本語に切り替えるということ。状況に合わせて、スイッチを切り替えることが大切です。

出入国在留管理庁と文化庁が「在留支援のための やさしい日本語ガイドライン」を出しているので、ご興味ある方はご覧いただければと思います

本人が学習するものということを押さえていただきたいと思います。

### やさしい日本語「ハ・サ・ミの法則」

桃樹さん セミナーでは、次に「やさしい日本語 ハ・サ・ミの法則」について説明がありました。

蓮美部長 「やさしい日本語 『ハ・サ・ミの法則』』というものがあります。

これは、東京外国語大学の荒川教授が提唱するもので、やさしい日本語への言い換えのコツについて、「はっきり言う」「最後まで言う」「短く言う」の頭文字を取ったものです。

先に示した基本に従って、いろいろな言い回しをする中で、どのような区切りや、言い回しが理解を深めるのか、チャレンジしてみることが最良の方法だと思います。

桃樹さん ここで、桂かい枝師匠の落語「入門 やさしい日本語 『ハサミの法則』」の動画を視聴しましたが、これは面白かったです。つい腹を抱えて笑ってしまいました。スペインから来たイザベラちゃんという女性とのデートの顛末です。

蓮美部長 はい、この落語のお話は、セミナーでのお楽しみということにしておきましょう。(笑い)

桃樹さん セミナーでは、この後に「外国人労働者の労災防止を考えるシンポジウム：『やさしい日本語』の活用」から事例紹介が動画視聴でありました。

更に、日本語による安全衛生教育の実施に当たっての文化の違いに関する留意点などのお話がありました。

私としては、その次に説明があった「作業標準の見える化」について、「動画マニュアル」を導入した企業の事例紹介が、とても面白かったです。

### 作業標準を「動画マニュアル」化した事例紹介

蓮美部長 作業標準を外国人労働者に理解してもらう手法の1つとして、文字の「作業標準」を基にして、動画でマニュアルを作ってしまうということですね。

自分の会社の工場で使用している機械、行っている作業、それをそのまま撮影して動画にして、動画の作業標準、作業マニュアルとする動きです。

現在、映像マニュアルの作成ソフトは世の中に沢山、出てますので、それを活用すれば、簡単に動画の作業マニュアルができます。

桃樹さん セミナーで紹介された事例では、動画マニュアルの作成について、「動画マニュアル作成ソフト」を活用すると「音声を自動認識して、字幕を自動で作成」、また「専門知識が無くても映像編集ができる」として、動画マニュアルの作成手順も例示されています。

蓮美部長 ネットで、「動画マニュアル作成ソフト」と検索をかけると、色々な企業のソフトが出てきます。この事例で紹介されたように、音声を自動認識して字幕を作り、100か国以上の言語に翻訳ができるソフト



トもあります。

もちろん、専門用語に関しては、確認が必要ですが、どの作業の作業標準を作成するのか、どんな構成にするのか、自分達の、今使っている機械、あるいは外国人労働者に使わせている機械そのものを使って動画を作り、動画によるマニュアルを作成することができます。

**桃樹さん** セミナーでは実際にやっている事例として、福岡県のある物流センターの事例を紹介。「動画マニュアルを導入して、安全教育やKYTに活用している」ものです。

**蓮美部長** この企業が、実際に自分たちで動画マニュアルを作成し、安全衛生教育に活用しているというお話を聞いたので、東基連の職員が訪問し、お話を伺い、まとめたものです。確か、あの時、桃樹さんも「行きたい！」と希望していましたね。

**桃樹さん** そうなんです。作業標準を動画マニュアル化したというお話だったので、是非行かせてくださいと手を挙げたのですが、残念ながら別の先輩職員が行かれました。

その先輩職員が取りまとめた報告書を読んで、やはりこれは凄いなと感心しました。

**蓮美部長** この企業の「取り組み内容」ですが、「文書マニュアルの翻訳」と言うことで、これまで利用していた文書マニュアルを、動画マニュアルツールを利用して、動画化した。と。

具体的には、実際の作業状況を動画撮影し、解説を入れて、字幕化。セミナーで紹介した写真では英語訳になっていますが、たくさんの言語への翻訳が可能だということでした。

**桃樹さん** この動画マニュアルなどを安全衛生教育にも活用しているのですね。

**蓮美部長** そうです、動画によるKYTも実施していると。行ってはいけない作業方法を撮影し、「こういう方法はしてはいけません」と書き込み、大きく赤色で×を付けています。

また、ツールボックスミーティングで、これらのマニュアルを使って協議をするような方法でやっていました。

**桃樹さん** 是非、セミナーに参加して、実際に作業標準の見える化を実現した例を観ていただき、導入について検討いただければと思います。

### 曖昧な言葉による、文化の違いによる「ミスコミュニケーション」

**蓮美部長** セミナーでは次に「曖昧な言葉によるミスコミュニケーション」と「文化の違いによるミスコミュニケーション」について、触れました。

**桃樹さん** これも大変に興味深かったです。「曖昧な言葉によるミスコミュニケーション」についての、経済産業省が作成した動画を視聴しました。

上司に対して「この作業をしましょうか？」と質問した部下に対して、上司が「いいよ。大丈夫」と回答。上司は「(今はなくて)いいよ」という意味で「いいよ。大丈夫」と答えたのですが、部下は「(今、やって)いいよ」と解釈したという内容でした。

**蓮美部長** セミナーでは、この経済産業省が作成した「日本人社員も外国籍社員も、職場でのミスコミュニケーションを考える」動画教材を20種類紹介しました。

**桃樹さん** 短い映像ですが、1つの言葉には幾つかの意味を持つ場合があるので、曖昧な表現は避けることを意識することが大事と感じました。

**蓮美部長** もう一つ「文化の違いによるミスコミュニケーション」についても、お話ししました。

**桃樹さん** 最初は、「分かりましたか？」という問いに、「はい」と答えた場合の「はい」の意味の相違についてでした。

外国人労働者に「わかりましたか？」と質問すると、「はい」と回答することが多いと言われています。

**蓮美部長** そうです。彼らが「はい」と答えた時の、その「はい」の意味は1つではなく、同じ「はい」という言葉に4つの意味があると言う人もいます。



1つ目は、「あなたの話を聞いていますよ」という合図。

2つ目は、理解できないことを周囲に知らされることを恥とする文化では、実際には理解できていなくても、「はい」と言って自分なりの解釈で仕事を進める場合が。

**桃樹さん** そして、3つ目は分からないのは相手が悪いというメッセージと捉えるかもしれないと考え、分かったとして「はい」と。

4つ目は、その場をやり過ごす場合という説明でした。

**蓮美部長** 「はい」と言われた時に、この4パターンのどれに該当するのかと、もう1歩、突っ込んで質問してみることも、ときには必要だろうというふうにも思います。

**桃樹さん** また、「できますか」という質問に対する、「できます」の意味について確認しています。

**蓮美部長** 「できます」の意味について8通りほどあると説明しましたが、ここはセミナーに参加していただいて、聞いていただきましょう。

**桃樹さん** この後、「外国人労働者に係る災害事例」や「日常の安全衛生活動」などについて、説明されました。そして外国人労働者の「健康管理の注意点」について。

### 外国人労働者の「健康管理の注意点」

**蓮美部長** 「健康管理の注意点」ですね。まず「予備知識」として、「宗教上の特有の習慣やタブー」と「西洋医学」との関係について、日本公衆衛生協会が発行している「保健行政窓口のための外国人対応の手引き」から引用させてもらいました。

**桃樹さん** 宗教上の特有の習慣やタブーについてですが、ヒンズー教やイスラム教での左手の不浄性について、ベトナム、タイなどでの人間の頭の意味。さらに、イスラム教での女性の顔と手足の先以外を覆った服装についてなどを説明されました。

**蓮美部長** 「西洋医学が受け入れられない場合」の注意点や、「雇い入れ時の健康診断の重要性」についても説明させていただきました。

**桃樹さん** はい、特に結核については、公益財団法人 結核予防会が発行している「企業で役立つ結核の正しい知識」を紹介して、健康診断の重要性を教えてくださいました。

そして、最後に「視覚的な表現方法による『安全表示』」について説明されました。

### 「外国人労働者安全衛生管理セミナー」の申込方法は？

**蓮美部長** 桃樹さん、それでは、セミナーの申し込み方法について説明してください。

**桃樹さん** 東基連のホームページのトップページの右側に「外国人労働者安全衛生管理セミナーのご案内」とあります。

ここをクリックすると、各会場の所在地や、開催日時の一覧表が。このページの下の方に「Web申込はコチラをクリック」とありますので、ここをクリックすると申し込みのサイトに入れます。

開催時間はどの会場も「14時から16時」。参加費は「無料」です。

**蓮美部長** 2月の開催は西日本が主体となりますが、開催地の方々が足を運んで下されば嬉しいです。

**桃樹さん** それと、2月12日のオンラインセミナー。これは全国どこからでも参加できますから、是非、活用していただきたいです。

**蓮美部長** そうですね。共に働く外国人労働者の労働災害をどう防いでいくかが大切なポイントです。その点からも、一人でも多くの方にセミナーに参加してもらいたいです。

**桃樹さん** はい、その通りです。是非参加していただきたいと思います。

さて、皆さん。今月も最後までお付き合い下さり、ありがとうございました。

また、来月、お会いしましょう。

# 外国人労働者 安全衛生管理セミナー 開催日程

## 【会場参集セミナー】

<p><b>太田</b></p> <p>令和6年 <b>11月11日</b> 月 14:00～16:00</p> <p>太田商工会議所 中ホール 群馬県太田市浜町3-6</p>
<p><b>札幌</b></p> <p>令和6年 <b>11月18日</b> 月 14:00～16:00</p> <p>札幌駅前ビジネススペース カンファレンスルーム2A 北海道札幌市中央区北5条西6丁目1-23 第二北海道通信ビル2階</p>
<p><b>東京</b></p> <p>令和6年 <b>11月18日</b> 月 14:00～16:00</p> <p>東京労働基準協会連合会 4階ホール 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル</p>
<p><b>浜松</b></p> <p>令和6年 <b>11月19日</b> 火 14:00～16:00</p> <p>浜松商工会議所 10階BC会議室 静岡県浜松市中央区東伊場2-7-1</p>
<p><b>仙台</b></p> <p>令和6年 <b>11月25日</b> 月 14:00～16:00</p> <p>宮城労働基準協会 4階会議室 宮城県仙台市青葉区一番町2-5-22 GC青葉通りプラザ</p>
<p><b>大阪</b></p> <p>令和7年 <b>2月4日</b> 火 14:00～16:00</p> <p>エル・おおさか 大阪府立労働センター 本館6階606 大阪府大阪市中央区北浜東3-14</p>

<p><b>加古川</b></p> <p>令和7年 <b>2月6日</b> 水 14:00～16:00</p> <p>SHOWAグループ市民会館 大会議室 兵庫県加古川市加古川町北在家2000</p>
<p><b>名古屋</b></p> <p>令和7年 <b>2月14日</b> 金 14:00～16:00</p> <p>ウイングあいち 愛知県産業労働センター 11階1102 愛知県名古屋市市中村区名駅4-4-38</p>
<p><b>福岡</b></p> <p>令和7年 <b>2月18日</b> 火 14:00～16:00</p> <p>天神チクモクビル 大ホール 福岡県福岡市中央区天神3-10-27</p>
<p><b>鹿児島</b></p> <p>令和7年 <b>2月20日</b> 木 14:00～16:00</p> <p>オロシティーホール 中会議室 鹿児島県鹿児島市卸本町6-12</p>
<p><b>広島</b></p> <p>令和7年 <b>2月21日</b> 金 14:00～16:00</p> <p>広島県労働基準協会 林業ビル8階大教室 広島県広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル</p>
<p><b>岡山</b></p> <p>令和7年 <b>2月27日</b> 木 14:00～16:00</p> <p>岡山県労働基準協会 3階会議室 岡山県岡山市北区桑田町15-28</p>

## 【オンラインセミナー】

Zoom ウェビナー	令和6年 <b>11月18日</b> 月 14:00～16:00	令和7年 <b>2月12日</b> 水 14:00～16:00
---------------	----------------------------------	---------------------------------

申込方法 Webサイトからお申し込みください。 [https://www.toukiren.or.jp/seminar\\_33.html](https://www.toukiren.or.jp/seminar_33.html)

お問い合わせ (公社) 東京労働基準協会連合会 TEL 03-6380-8305



令和6年度 厚生労働省委託「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」



さんぼく

独立行政法人 労働者健康安全機構

# 東京産業保健総合支援センター研修案内 (令和7年2月～令和7年3月)

## ◆産業保健研修◆

令和4年12月開催分から、従来の「保健師・看護師研修」「人事・労務・衛生管理者研修」を統合して「産業保健研修」といたしました。産業看護職・人事労務担当者等、産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

- 研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- 当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- 研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町  
6-14 日本生命三番町ビル3F

TEL : 03-5211-4480

FAX : 03-5211-4485

URL : <https://www.tokyos.johas.go.jp/>

## Web 研修

- 当センターホームページの「web 研修会受講の注意事項及び受講手順」を必ずご覧の上、お申し込みください。
- 講義の後、チャットにて質問を受け付ける予定です。

研修日時	研修テーマ	講師	定員
3月13日(木) 14:00～16:00	<b>web 研修会 場の安全と安心を守る カスタマーハラスメント対策</b> カスタマーハラスメント(以下カスハラ)対策は従業員が安心して働ける組織づくりのために必要不可欠なものであり、事業所として対策を講じることが求められています。 ですがカスハラは社内のハラスメントと違い、社外の顧客関係が複雑にからんだデリケートな問題です。 トラブルから組織や従業員を守るためカスハラ対策の取り組み方について考えてみましょう。	産業カウンセラー 森井 梢江	70

## 会場研修

研修日時	研修テーマ	講師	定員
2月13日(木) 14:00～16:00	<b>ストレスチェック制度の効果的な活用 ～セルフケア、集団分析を利用した職場環境改善への取り組みについて～</b> 年1度のストレスチェックの実施をしても、その結果を十分に活用できていないのではないかと、お悩みではないでしょうか？ メンタルヘルス対策は第14次労働災害防止計画の重点対策とされており、ストレスチェックの集団分析を用いた職場環境の改善に取り組むことが望まれています。 今回は、その取り組みに一步踏み出すときに参考となるような具体的なお話をさせていただきます。 また、個々人が結果を活用できるよう、労働者のセルフケア能力をサポートすることについてもお話しをしていきたいと思います。	社会保険労務士 産業カウンセラー 紺野 由美子	55
2月18日(火) 14:00～16:00	<b>過労死等の労災認定基準と認定状況について</b> 労災保険制度は、仕事や通勤で怪我をしたり、病気になった場合等に必要な保険給付を行い、社会復帰を促し、被災者や遺族の援護を行うとともに、職場の安全や健康を確保するなどの役割を担っています。 仕事が原因の病気(業務上疾病)のうち、過労死等は増加していますので、労災認定基準や認定状況について理解を深め、過労死等の防止について考えていきましょう。 ※当研修の後15:45～16:00の時間帯に、別講師による「働く人と職場における勤務間インターバル制度の価値」の講義を行います。	野村 みどり	55

研修日時	研修テーマ	講師	定員
2月19日(水) 14:00～16:00	<b>不妊予防支援パッケージ～働く女性の健康支援について～</b> 「不妊予防支援パッケージ」とは、2021年7月厚生労働省より公表されたライフステージに応じた女性の健康推進策を言います。 この講座では、不妊予防支援について企業が取り組むべき施策を中心に解説します。	山田 正興	55
2月20日(木) 14:00～16:00	<b>メンタルヘルス不調者の職場復帰支援に向けて ～ABC理論と傾聴を絡めてお伝えしていきます～</b> いろいろな状況で、メンタルヘルス不調になり、休業してしまう現状があると思います。 個々それぞれ、人はそもそも違うわけですので、支援もオーダーメイドになるでしょう。 そんな中で、休業する方の思考パターンやコミュニケーションの取り方、人との接し方についての課題をみていきましょう。 事例を通してながら、少しでも不調にならないよう、また、きっかけやその後の変化などを見て、再発もしないような職場復帰支援を一緒に考えていきましょう。	労働者健康安全 機構産業保健 アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子	55
2月25日(火) 14:00～16:00	<b>職場における救急体制</b> 職場における様々な救急処置について注意点を解説するほか、救急体制づくりに必要となる重点項目を学習することができる研修会です。 AED実習がありますので動きやすい服装でご参加ください。	高山 俊政	20
2月26日(水) 14:00～16:00	<b>高齢労働者の安全衛生対策の進め方 ～エイジフレンドリーガイドラインとフレイル、ロコモ～</b> 休業4日以上の死傷者数のうち50歳以上の高齢労働者が半数以上を占めています。 高齢者の身体機能は壮年者と比較すると低下しており、高齢になるほど転倒災害の発生率が高くなることに影響していると考えられています。 また、定期健康診断における有所見率は高齢になると高くなっています。 厚生労働省は、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」を公表しています。 最近では、転倒を予防するために、フレイル、ロコモーションシンドローム(ロコモ)予防を意識した健康づくり活動が重要視されてきています。 これらの要点と留意事項を説明します。	荒川 輝雄	55
3月26日(水) 14:00～16:00	<b>ハラスメントと思われる言動でメンタルヘルス不調になった事例 ～職場復帰までに時間がかかる、その支援のあり様を考えてみましょう～</b> ハラスメントの訴えの多い、労災申請もある現状、皆さんのところではいかがでしょうか。 いろんな言動が人によりハラスメントに至る場合もあります。ある時から変化してしまう人との関係性。人との関係性は難しい面が多くあるのは確かです。 組織的な支援が必要となりますが、なかなか未然に防ぐ対応ができていくことも、時に泥沼化することもあるハラスメントに係る言動とその受け止め方。 一つの事例を通して、その経過をお伝えしながら、「働きやすい職場づくり」、「心理的安全性を保つ職場」について考えていきます。 皆様と一緒に、復帰支援をしていけるよう、その思いを共有していきたいと思えます。どうぞ宜しくお願い！	労働者健康安全 機構産業保健 アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子	55

事業主の皆様へ

# 改正高年齢者雇用安定法に関するお知らせ

東京労働局 職業安定部 職業対策課

## 70歳までの就業機会の確保のために事業主が講ずべき措置(努力義務)があります



令和3年4月より改正高年齢者雇用安定法が施行され、これまでの65歳までの雇用確保措置(義務)に加え、新たに65歳から70歳までの就業機会を確保する措置を講じることが努力義務となりました。

このため、70歳までの定年引上げ、定年の廃止、70歳までの継続雇用制度の導入、または、労使で同意した上での創業支援等措置(継続的に業務委託契約を締結する制度、社会貢献活動に継続的に従事できる制度)の導入のいずれかを講じていただく取組みをお願いいたします。

## 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください

(厚生労働省 HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html)

事業主・労働者の皆さまへ

### 改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されました

65歳までの雇用確保(義務) + 70歳までの就業確保(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、再就職援助措置・多就職職層等の対象が追加されます。

#### 高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・ 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・ 65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入  
※ 特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⇒ P 2、3
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 ⇒ P 2、3
  - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数労働組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります(労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。)

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることとなります。

※ bの「出資(資金提供)等」には、出資(資金提供)のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

厚生労働省 ハローワーク 069031601

# 休憩室

BREAK  TIME

## 東京の 銭湯めぐり



私は神奈川県に住んでいますが、今は東京都公衆浴場業生活衛生同業組合(以下「組合」と記載)に加盟している銭湯に月3回行くことにしています。

東京の銭湯は、持っていた出版本(出版年月日不明)から銭湯一覧表を作り、現在までに開業した銭湯や廃業している銭湯を含み1589軒を記録しています。

組合が作成した「銭湯マップ」によれば加盟銭湯は、

平成23年8月末で766軒(2011年)

平成29年8月末で568軒(2017年)

現在(最新の組合情報：令和6年11月)は平成29年(上記568軒)から140軒廃業で、単純計算で428軒となっています。

銭湯一覧表作成後最初に入浴した東京の銭湯は、2001年(平成13年)12月22日に文京区の「宮の湯」(現在廃業)です。

私が月3回行くとした理由は、組合が企画した東京銭湯お遍路巡礼スタンプラリーに参加しているためです。ラリー参加



で最初に入浴した銭湯は、2007年10月20日に港区の「越の湯」(現在廃業)です。現在もスタンプラリーは継続しており540軒入浴し残り10軒ほどで完了です。このペースで入浴を続けていけばもうすぐ終わります。

これからは、ラリー前の入浴方法に戻り、東

京近県の浴場組合に加盟している銭湯をインターネット検索で調べて入浴していない銭湯に行くことになります。私の銭湯一覧表を確認すると、今までもラリーと並行して栃木県・群馬県・東京隣接県・静岡県の銭湯に入浴しています。

なお、組合のホームページを見ると銭湯お遍路認定者一覧によれば、制覇軒数上位認定には895軒(2009/6/9達成)が最多入浴数です。また、441軒(2024/6/25達成)での上位認定も登録されています。

最近の銭湯と私が子供の頃(昭和40年代)の銭湯を比べると違いが多く見られます。

銭湯の軒数は、以前は歩いて10分位で行ける銭湯はいくつもあり、煙突をさがして銭湯に入浴というのもできましたが、廃業銭湯が多いと感じます。

定休日は、多くは2のつく日(2、12、22)とか7のつく日とし、ほかに毎週月曜日など曜日で休みとする銭湯がほとんどで、定休日を確認できました。最近は、不定休とする銭湯もありインターネット検索や電話で営業しているかを確認することになっています。

営業時間は、夜12時まで入浴できる銭湯が以前は多くありましたが、最近は8時や11時までとなった銭湯もあります。

子供の頃の銭湯はすべて番台があり脱衣かごに衣服を入れて入浴しました。今はロッカーに衣服をいれます。番台形式とフロント形式があり、フロント形式の場合は、下足札を預けてロッカーのカギを受け取る方式があります。銭湯により対応は様々です。

毎年の行事として季節にあわせ、しょうぶ湯(5月5日)、柚子湯(12月冬至)を楽しむこともできます。

各銭湯はそれぞれ一様ではなく様々な風景を見せてくれます。浴槽、洗い場、銭湯絵、サウナなど子供の頃と様々な違いを見ることができ

K. T

## 労災保険の第二種特別加入制度における対象事業の拡大について

東京労働局 労働保険徴収部 事務組合室

### 令和6年11月からフリーランスの方も労災保険に特別加入できるようになりました

令和6年11月1日、フリーランスの方の取引の適正化、就業環境の整備を図る目的で「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」が施行されました。同日、労働者を使用せず企業から業務委託を受けるフリーランスの方を対象に労災保険へ特別加入(任意加入)できるよう、「特定フリーランス事業」を第二種特別加入の対象職種としました。

なお、特別加入の手続きは、各都道府県労働局長の認可を受けた特別加入団体が行うため、特別加入を希望される場合は特別加入団体に申し込みをしていただく必要があります。

特別加入制度の説明や認可を受けた団体等に関する情報は、厚生労働省ホームページにて「フリーランス特別加入」で検索すると案内ページをご覧ください。

### フリーランス<sup>(※)</sup>の皆さまへ

(※)特定受託事業に従事する方

## 令和6年11月から 労災保険に特別加入できるようになりました

---

#### 特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

---

#### 特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、**仕事や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等**に対して、補償を受けられます。

---

#### 給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療に必要な給付や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

---

#### 対象

「フリーランス(特定受託事業者<sup>※1</sup>)」が企業等(業務委託事業者<sup>※2</sup>)から業務委託を受けて行う事業(特定受託事業)または「フリーランスが消費者(業務委託事業者以外の者)から委託を受けて行う特定受託事業と同様の事業」(他に特別加入可能な事業または作業を除く)が対象となります。

今回の対象業務について、このリーフレットでは「**特定フリーランス事業**」と言います。

(※1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの  
(※2) 業務委託を行う事業者

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

都道府県労働局・労働基準監督署

### フリーランス<sup>※</sup>の皆さまも、

令和6年11月から

## 特別加入により労災保険の補償を受けられます!

※特定受託事業に従事する方

---

#### ○労災保険の特別加入制度について

令和6年11月から、フリーランス(特定受託事業者)も、労災保険に特別加入できるようになります。労災保険に特別加入することにより、**仕事や通勤中のケガや病気、死亡**に対して、補償を受けられます。

#### ✓主な給付内容 (詳しくは裏面をご覧ください。)

##### 療養(補償)等給付

ケガや病気の治療に必要な給付を受けられます。例えば、労災保険指定医療機関において、無料で治療を受けることができます。

##### 休業(補償)等給付

療養のために仕事を休み、収入を得ていない場合に給付を受けることができます。

##### 遺族(補償)等給付

仕事や通勤が原因で死亡してしまった場合には、遺族の方が年金または一時金の給付を受けることができます。

---

#### ○保険料について

年間保険料は、休業(補償)等給付などの給付額算定の基礎となる**給付基礎日額**(1日当たりの収入を基準として加入時に3,500円から25,000円までの16段階から選択し、都道府県労働局長が承認した額)の**365日分の0.3%**です。

例：給付基礎日額10,000円を選択した場合の年間保険料  
 $10,000 \times 365 \times 3/1000 = 10,950$ 円

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

都道府県労働局・労働基準監督署

# 凍結した路面で転倒して死亡

業種 飲食店 職種 調理師

## 災害発生状況

被災者は商業施設内にあるカフェテリアで調理師として勤務し、早朝からモーニング(朝食)を調理していた。

被災者は朝の勤務時間が終わり、休憩に入るため、調理室前の靴箱で靴を履き替え、屋外の通路を歩いて休憩室に向かったところ、足を滑らせて転倒した。

同僚がその瞬間を目撃し被災者に駆け寄ったところ、被災者は歩くことが困難な状況であった。その後、救急車で病院に搬送され、数日後容体が急変し死亡した。

屋外の通路は同じ商業施設に入居する別の事業場も利用する通路であり、当該別事業場では以前に転倒災害が発生していたが、災害内容は共有されていなかった。

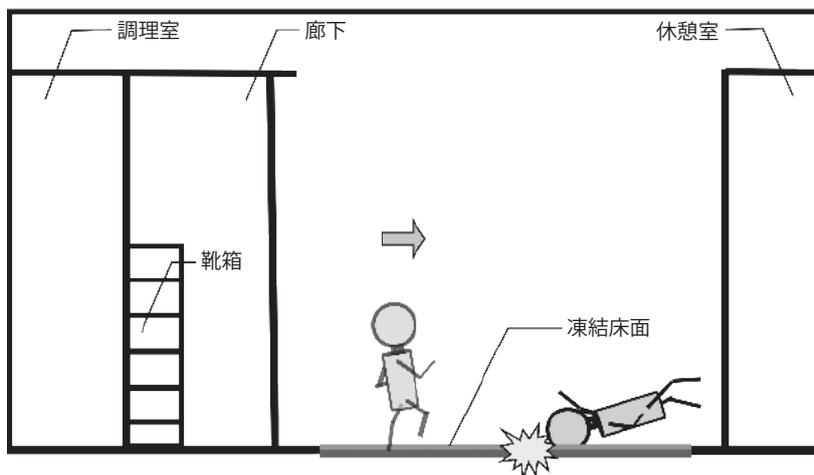
また、前日は、通路の床面の清掃により床面が濡れていた。夜の冷え込みにより、被災当日は床面が凍っていた。

## 災害発生原因

- 1 屋外の通路が凍結していたこと。
- 2 被災者が防滑性能の低い靴を着用し当該通路を通行したこと。
- 3 以前にも転倒災害が発生した場所であったにもかかわらず、「危険マップ」の作成、災害事例の共有等が行われていなかったこと。

## 災害防止対策

- 1 屋外の通路が凍結しないよう凍結防止剤をまくなどにより、通路の安全を確保すること。
- 2 気象状況に応じ、労働者に防滑性能の高い靴を着用するよう勧奨すること。
- 3 屋外の通路をはじめ、事業場内の「危険マップ」を作成し、労働者に周知すること。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

# 令和6年死亡災害発生状況(対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

29人

前年同期

43人

## ●令和6年死亡災害発生状況(12月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	1	2	-1
建設業	11	16	-5
土木工事業	2	3	-1
建築工事業	6	10	-4
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	3	3	0
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	3	2	1
ハイヤー・タクシー業	0	2	-2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	1	-1
商業	0	7	-7
小売業	0	2	-2
保健衛生業	1	0	1
社会福祉施設	1	0	1
接客娯楽業	1	0	1
飲食店	0	0	0
清掃と畜業	4	3	1
ビルメン業	2	1	1
その他の三次産業	6	9	-3
金融業	0	0	0
警備業	4	7	-3
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	2	1	1
全産業合計	29	43	-14

(注1)左段は令和6年12月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。  
 (注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。  
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。  
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

## ●令和6年死傷災害発生状況(12月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	561	624	-10.1
建設業	925	989	-6.5
土木工事業	145	177	-18.1
建築工事業	621	622	-0.2
木造家屋建築工事業	37	41	-9.8
その他の建設業	159	190	-16.3
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	980	1,010	-3.0
ハイヤー・タクシー業	366	375	-2.4
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	369	369	0.0
商業	1,862	1,809	2.9
小売業	1,410	1,321	6.7
保健衛生業	1,374	1,460	-5.9
社会福祉施設	1,084	1,122	-3.4
接客娯楽業	999	980	1.9
飲食店	773	763	1.3
清掃と畜業	922	843	9.4
ビルメン業	587	561	4.6
その他の三次産業	1,671	1,579	5.8
金融業	100	90	11.1
警備業	325	337	-3.6
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	81	63	28.6
全産業合計	10,110	10,101	0.1

(注1)左段は令和6年12月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。  
 (注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。  
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。  
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

講習会名	申込受付	科目	2月	3月	4月	5月	
受験準備	衛生管理者 (第1種)	センター	学科 4日		24(月)~27(木)	21(月)~24(木)	
		中央支部	学科 3日				26(月)~28(水)
	衛生管理者 (第2種)	センター	学科 3日		24(月)~26(水)	21(月)~23(水)	
		中央支部	学科 2日				26(月)~27(火)
	衛生(特例)	センター	学科 2日		26(水)~27(木)	23(水)~24(木)	
		中央支部	学科 1日				28(水)
衛生管理者	たま研修センタ	学科 2日					
X線	センター	学科 2日	27(木)~28(金)				

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
  - ①雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時にZoomによる配信。
  - ②その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、

「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。

- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を [kaiho-iken@toukiren.or.jp](mailto:kaiho-iken@toukiren.or.jp) までお寄せください。 ■

## 編集後記

寒さも緩み始めた2月の末。当時、保育園に通っていた次男が、園のみならず初めてのイチゴ狩りに出掛けた。大好きな甘いイチゴ。彼は綺麗なイチゴを3個、そっとジャンパーのポケットに。お母さんとお兄ちゃんとお父さんへのお土産。帰って来た彼は「お母さん、お土産。イチゴだよ」。彼がポケットから出した苺は。そう、苺は。苺は潰れていて、ビックリした彼は大きな涙を浮かべると大泣きに。妻が抱き締めて慰めたが、暫くのあいだ泣き止まなかった。

この2月1日、創設された「化学物質管理強調月間」がスタートした。月間の内容等については、本号の「桃樹のちょこっと用語」に詳述したが、新たな化学物質の規制(自律的管理)を広く周知する取り組みの必要性を踏まえてのこと。その背景には、年間500件を超える「火傷」「薬傷」「化学熱傷」等の「化学物質の性状に関連の強い労働災害」の発生がある。しかも、その13.2%が食料品製造業、11.0%が小売業・飲食店で発生しており、化学物質による災害リスクが私たちの身近に存在していることを示している。

先月下旬、東基連本部・支部と東京労働局・労働基準監督署が、化学物質の自律的管理に関するセミナーを都内4会場で共催。そこでは、リスクアセスメントの実施により、危険要因を把握し除去していくことの重要性が訴えられた。

イギリスの看護師フローレンス・ナイチンゲールは、良い組織に共通する条件として次の言葉を残している。それぞれの人が、他人を「妨げるようではなく、助けるように」していることと。彼女の言葉に照らせば、各人が「共に働く仲間達を化学熱傷等の労働災害から守る」との強い一念を持ち、行動することが求められる。

身近な人に喜んで貰いたい。次男のお土産に込められた素直な気持ち。周囲のために尽くそうする思いの大切さを、数十年を経た今も私に教えてくれる。 (小太郎)

講習会名	申込受付	科目	2月	3月	4月	5月		
登録講習等	安全衛生推進者	センター	学科 2日	25(火)~26(水)	27(木)~28(金)	24(木)~25(金)	22(木)~23(金)	
		中央・足立荒川	学科 2日					
		たま研修センタ	学科 2日		11(火)~12(水)		22(木)~23(金)	
	衛生推進者	センター	学科 1日	14(金)	28(金)	17(木)	12(月)	
		中央・足立荒川	学科 1日				23(金)	
		たま研修センタ	学科 1日				16(金)	
	安全管理者 選任時研修	センター	学科 2日	6(木)~7(金)	10(月)~11(火)	14(月)~15(火)	7(水)~8(木)	
		中央・足立荒川	学科 2日			21(月)~22(火)		
		たま研修センタ	学科 1,2日			4(金)		
特別教育	研削といし (自由研削)	センター	学科・ 実技 1日	17(月)	24(月)	15(火)	21(水)	
		たま研修センタ	学科 1日					
	研削といし (自由研削)	たま研修センタ	学科 1日				29(木)	
	動力プレス機 械金型調整等	たま研修センタ (日野羽村)	学科 1日					
	アーク溶接	センター	学科 2日	25(火)~26(水)	25(火)~26(水)	23(水)~24(木)	26(月)~27(火)	
			実技 1日	27(木)	27(木)	25(金)	28(水)	
	高圧・特別高圧	センター	学科 2日	13(木)~14(金)	18(火)~19(水)	16(水)~17(木)	20(火)~21(水)	
	低圧電気	センター	学科 1日	4(火)	10(月)	7(月)	12(月)	
			実技 1日	5(水)/6(木)/7(金)	11(火)/12(水)/13(木)	8(火)/9(水)/10(木)	13(火)/14(水)/15(木)	
	高所作業車 (10m未満)	センター	学科・ 実技 1日	3(月)		14(月)		
	粉じん	センター	学科 1日		5(水)		9(金)	
	テールゲート リフター	センター	学科 1日		26(水)		9(金)	
	ダイオキシン	センター	学科 1日		10(月)			
	フルハーネス	たま研修センタ	学科・ 実技 1日					
	その他	化学物質 管理者講習 (準・1日)	センター	学科 1日				
			中央支部	学科 1日	17(月)			29(木)
たま研修センタ			学科 1日	28(金)			27(火)	
化学物質 管理者講習 (専門的)		センター	学科 2日	6(木)~7(金)		14(月)~15(火)		
保護具着用 管理責任者		センター	学科・ 実技 1日	14(金)	5(水)	23(水)	28(水)	
		中央支部	学科・ 実技 1日					
		たま研修センタ	学科・ 実技 1日		4(火)	17(木)		
総括安全衛生 管理者		中央・足立荒川	学科 1日					
衛生管理者能力 向上		センター	学科 2日					
雇入れ時 安全衛生 教育		中央支部	学科 半日			8(火)/10(木)/15(火)		
		たま研修センタ	学科 半日			3(木)/9(水)/10(木)		
		上野・王子・ 足立荒川	学科 半日			7(月)/11(金)		
		亀戸・江戸川	学科 1日			船堀 8(火)/亀戸(未定)		
職長教育		センター	学科 2日	6(木)~7(金)	4(火)~5(水)			
職長・安全 衛生責任者		たま研修センタ	学科 2日	26(水)~27(木)				
振動工具 (チェーンソ ーを除く)		たま研修センタ	学科 4H				20(火)	
KYT		センター	学科 1日	<del>12(水)</del>	6(木)	7(月)	19(月)	
	たま研修センタ	学科・ 実技 1日						
	上野・王子・ 足立荒川	学科 1日				実施予定		
	亀戸・江戸川	学科 半日	19(水)/20(木)					
熱中症予防管 理者研修	中央支部	学科 半日						
熱中症予防セ ミナー	上野・王子・ 足立荒川	学科 半日						

## 法定講習会等開催予定 (2025年2月～5月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、たま研修センター及び各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回の案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(30ページ)をご覧ください。 (2025年1月21日現在)

講習会名	申込受付	科目	2月	3月	4月	5月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科 2日		6(木)～7(金)		21(水)～22(木)
		試験 1日		17(月)		30(金)
床上操作式クレーン	センター	学科 2日	12(水)～13(木)		7(月)～8(火)	
		実技 1日	14(金)／17(月)／18(火)		9(水)／10(木)／11(金)	
小型移動式クレーン	センター	学科 2日		6(木)～7(金)		12(月)～13(火)
		実技 1日		10(月)／11(火)／12(水)		14(水)／15(木)／16(金)
ガス溶接	センター	学科 1日	19(水)	18(火)	21(月)	22(木)
		実技 1日	20(木)	19(水)	22(火)	23(金)
フォークリフト(31時間)	センター	学科 1日	<del>4(火)</del>	3(月)	1(火)	7(水)
		実技 平日		4(火)～6(木)	2(水)～4(金)	8(木)9(金)12(月)
	たま研修センタ	学科 1日		6(木)		15(木)
		実技(日野羽村) 3日		9(日)16(日)23(日)		18(日)25(日)6/1(日)
高所作業車(10m以上)	センター	学科 1日		14(金)		19(月)
		実技 1日		17(月)／18(火)／19(水)		20(火)／21(水)／22(木)
玉掛け	センター	学科 2日	17(月)～18(火)	24(月)～25(火)	14(月)～15(火)	22(木)～23(金)
		実技 1日	19(水)／20(木)／21(金)	26(水)／27(木)／28(金)	16(水)／17(木)／18(金)	26(月)／27(火)／28(水)
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科 2日				
		実技(日野羽村) 1日				
	たま研修センタ	学科 2日				
		実技(日野日野) 1日				
クレーン(希望者)	たま研修センタ	実技(日野日野) 1日				
木工機械	センター	学科 2日				
プレス機械	センター	学科 2日				
	たま研修センタ	学科 2日				
乾燥設備	センター	学科 2日	27(木)～28(金)			26(月)～27(火)
	たま研修センタ	学科 2日				
はい作業	センター	学科 2日	27(木)～28(金)		24(木)～25(金)	
	たま研修センタ	学科 2日				
特化・四アルキル鉛	センター	学科 2日	4(火)～5(水)	18(火)～19(水)	1(火)～2(水)	28(水)～29(木)
				27(木)～28(金)	21(月)～22(火)	
	中央支部	学科 2日				12(月)～13(火)
たま研修センタ	学科 2日	12(水)～13(木)				
鉛	センター	学科 2日	25(火)～26(水)		16(水)～17(木)	
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科 2日	18(火)～19(水)	11(火)～12(水)	8(火)～9(水)	13(火)～14(水)
		実技 1日	20(木)／21(金)	13(木)／14(金)	10(木)／11(金)	15(木)／16(金)
	中央支部	学科 2日	25(火)～26(水)			
		実技 1日	27(木)			
	たま研修センタ	学科 2日	4(火)～5(水)			
実技 1日	<del>6(木)／7(金)</del>					
有機溶剤	センター	学科 2日	6(木)～7(金)	3(月)～4(火)	3(木)～4(金)	7(水)～8(木)
			25(火)～26(水)	24(月)～25(火)	16(水)～17(木)	26(月)～27(火)
	たま研修センタ	学科 2日	18(火)～19(水)			
石綿	センター	学科 2日	4(火)～5(水)	3(月)～4(火)	3(木)～4(金)	7(水)～8(木)
			12(水)～13(木)	18(火)～19(水)	21(月)～22(火)	19(月)～20(火)
	中央支部	学科 2日			23(水)～24(木)	
たま研修センタ	学科 2日			14(月)～15(火)		
金属アーク(限定)	センター	学科 1日	13(木)			20(火)

技能講習